第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

別表第三を次のように改める。

別表第三　平成29年１月１日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（法第二十九条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲																				乙	
	扶養親族等の数																					
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上							
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																				前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満		210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満							
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295	210	300	243	300	275	333	308	372						
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345	300	378	300	406	333	431	372	456						
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398	378	424	406	450	431	476	456	502						
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417	424	444	450	472	476	499	502	527						
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445	444	470	472	496	499	525	527	553					239千円未満	
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477	470	504	496	531	525	559	553	588						
14.294	395	426	422	455	450	484	477	513	504	543	531	574	559	602	588	627						
16.336	426	550	455	550	484	550	513	557	543	591	574	618	602	645	627	671						
18.378	550	647	550	663	550	678	557	693	591	708	618	723	645	739	671	754						
20.420	647	699	663	720	678	741	693	762	708	783	723	804	739	825	754	848					239	296
22.462	699	730	720	752	741	774	762	796	783	818	804	841	825	865	848	890						
24.504	730	764	752	787	774	810	796	833	818	859	841	885	865	911	890	937						
26.546	764	804	787	826	810	852	833	879	859	906	885	934	911	961	937	988						
28.588	804	857	826	885	852	914	879	942	906	970	934	998	961	1,026	988	1,054						
30.630	857	926	885	956	914	987	942	1,017	970	1,048	998	1,078	1,026	1,108	1,054	1,139					296	528
32.672	926	1,321	956	1,346	987	1,370	1,017	1,394	1,048	1,419	1,078	1,443	1,108	1,468	1,139	1,492						
35.735	1,321	1,532	1,346	1,560	1,370	1,589	1,394	1,617	1,419	1,645	1,443	1,674	1,468	1,702	1,492	1,730						
38.798	1,532	2,661	1,560	2,685	1,589	2,708	1,617	2,732	1,645	2,756	1,674	2,780	1,702	2,803	1,730	2,827					528	1,135
41.861	2,661	3,548	2,685	3,580	2,708	3,611	2,732	3,643	2,756	3,675	2,780	3,706	2,803	3,738	2,827	3,770						
45.945	3,548千円以上		3,580千円以上		3,611千円以上		3,643千円以上		3,675千円以上		3,706千円以上		3,738千円以上		3,770千円以上						1,135千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が所得税法第百九十四条第四項に規定する国外居住親族（㈡において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。㈡において同じ。）の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第三項第一号イ⑵若しくはロ⑵又は第二号の規定により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。